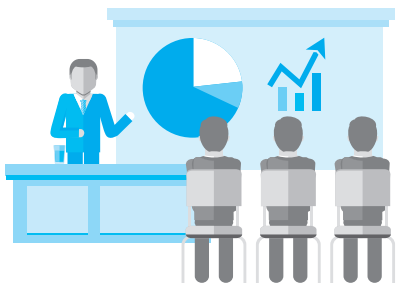


## 会議報告



# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年1月)

IASBでは2016年1月度(1月19日~20日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① <b>保険契約</b>                      保険契約の新基準の最終化に向けて、残されていた以下の論点について審議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不利な契約及びCSMの配分における集約のレベル</li> <li>➢ 一般モデルが適用される有配当契約における裁量権の取扱い</li> </ul>	<p>詳細はⅠ(29頁)参照</p>
<p>② <b>割引率</b>                      割引率のリサーチ・プロジェクトに関して、引き続き、スタッフの発見事項について検討が行われた。議論された内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IFRS基準における現在価値測定の方法論及び税金の取扱い</li> <li>➢ 現在価値測定の表示及び開示</li> <li>➢ 現在価値測定の目的及び現在価値測定の使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 決定事項なし。</li> <li>➢ 今後のステップについて議論が行われる予定である。</li> </ul>
<p>③ <b>「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案)</b>                      2014年9月に公表された公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案)に含まれていた測定の提案について、これまでに行われたリサーチの発見事項に関する議論が行われた。議論された内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用者、作成者及び世界作成者フォーラムから受け取ったフィードバック</li> <li>➢ 実施した学術文献レビューの結果</li> </ul>	<p>これまでに行った作業をIFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビューで利用することで合意した。</p> <p><b>今後のステップ</b>                      IFRS第13号のPIRにおいて、この論点が重要な領域であり、IFRS第13号の導入にあたって企業に重大な問題に生じていると判断された場合に、この論点について追加的な作業が必要かどうかを検討される予定である。</p>
<p>④ <b>顧客との契約から生じる収益</b>                      2015年7月に公表された公開草案「IFRS第15号の明確化」に関して、経過措置及び発効日についての議論が行われた。</p>	<p>詳細はⅡ(30頁)参照</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update<sup>1</sup>」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>2</sup>を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## I 保険契約

### 背景

現行のIFRS第4号「保険契約」は、過渡的な基準であり、既存の会計方針を容認しているため、保険契約に関する多様な会計処理が存在している。そのため、世界的に認められた包括的な保険契約に関する会計基準の作成が急務と認識されており、2010年に公開草案が公表され、2013年には再公開草案という形で限定的に意見を求める草案が公表されている。再公開草案に関して、2013年末までコメント期限が設けられ、IASBでは、2014年から再審議を開始している。

再公開草案では、保険負債を、①将来キャッシュ・フローの期待値(割引後)、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)の合計額で測定する(ビルディング・ブロック・アプローチ)。受け取った保険料は、将来の保険金支払に対応した部分(①)、将来の不確実性を想定して対応した部分(②)、保険会社の収益を想定した部分(③)に分解して、会計処理を考えるアプローチである。

公開草案公表後の再審議の過程で、無配当契約<sup>3</sup>については、契約開始時に見積もった基礎率を毎期見直し、基礎率のうち、割引率の変動の影響は純損益又はその他の包括利益(OCI)に認識し、将来キャッシュ・アウトフロー(割引前)

の見積りの変更(例:死亡率の変更)はCSMで調整することで暫定決定されている(一般モデル)。

また、有配当契約<sup>4</sup>については、①直接連動の有配当契約<sup>5</sup>と②間接連動の有配当契約<sup>6</sup>に分けて検討しており、②の間接連動の有配当契約については、一般モデルを採用するが、①の直接連動の有配当契約については、変動手数料アプローチ<sup>7</sup>を採用することで暫定決定されている。

### 今回の議論のテーマ

今回は、保険契約に関する会計基準の最終化に向けて、残されていた論点について議論がなされた。具体的な内容としては、不利な契約及びCSMの(期間)配分における集約の方法、並びに一般モデルと適用する有配当契約における裁量権の取扱いである。



### 主な暫定決定事項

#### 集約のレベル

#### 不利な契約

- 不利な契約について、次の暫定決定がなされた。
- 不利な契約に係る損失は、個々の保険契約を集約し、その契約のグループにおいてCSMが負の値である場合にのみ認識する。
  - 契約グループは、当初認識時に、次の両方の性質を有する契約で構成される。
    - ✧ 企業が予想するキャッシュ・フローの金額及び時期が、主要なリスク発生要因に対して同様に反応する。
    - ✧ 当初認識時の期待収益性(保険料に対するCSMの割合)が類似している。

#### CSMの配分

- CSMの配分について、次の暫定決定がなされた。
- (1) CSMを配分する目的は、契約(グループ)に係るCSMを、その契約(グループ)が提供するサービスを最も適切に反映する方法で、契約のカバー期間にわたってCSMを純損益に認識することである。したがって、報告期間の末日以後に、契約により提供すべきサービスが存在しない場合は、当該契約(グループ)に係るCSMの全額を純損益に認識されていなくてはならない。

(2) 契約グループにおけるCSMの配分が上記(1)の目的を満たしている場合にのみ、CSMの配分のために契約を集約することができる。次の条件を満たしている場合に、上記(1)の目的を満たしているものとされる。

- グループの中の契約が、次の両方の性質を有している。
  - ◇ 企業が予想するキャッシュ・フローの金額及び時期が、主要なリスク発生要因に対して同様に反応する。
  - ◇ 当初認識時の期待収益性（保険料に対するCSMの割合）が類似している。
- 企業は、報告期間の末日以後に残存している契約について予想される存続期間及び規模を反映するように、その期に当該グループに係るCSMの配分を調整する。

また、これらの不利な契約、又はCSMの配分の集約に関する規定に、例外を設けるべきではないとの暫定決定がなされた。

**一般モデルが適用される有配当契約における裁量権の影響の特定方法**

過去の審議の過程で、間接連動の有配当契約については、一般モデルを採用すること、及びキャッシュ・フローの変動のうち、裁量権の行使による影響のみをCSMで調整することで暫定合意がなされていた。ただし、裁量権の行使による影響を特定する方法については、より詳細な分析を待つて決定するとされていた。

今回の議論では、当初認識時に、企業が契約における裁量権をどう判断するかを特定し、その特定した方法に基づいて、裁量により変動するキャッシュ・フローの影響と、市場変数の変動によるキャッシュ・フローの影響を区分することで暫定決定がなされた。

また、企業が保険契約者に支払うべき金額をどう算定するのかを事前に特定できない場合は、現在の市場のリターンを標準のベンチマークとすることで暫定決定がなされた。

**今後の予定**

今回の会議で、保険契約の最終化に向けて予定されている審議は実質的に終了した。2016年2月の会議では、保険契約基準の開発におけるデュー・プロセスの確認と、書面投票手続を開始するための承認がなされる予定である。

**II 顧客との契約から生じる収益**

**背景**

2014年5月、IASBは、米国財務会計基準審議会（FASB）と行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する基準書IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表している。このIFRS第15号は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとって、より有用な情報を開示することを目的として開発されたものである。

また、この新基準に関して、IASBとFASBは2014年6月、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group for Revenue Recognition、以下「TRG」という。）の創設を発表し、定期的に会合が開催されている。

TRGは、企業が新基準を適用する際に発生すると想定される潜在的な論点について議論することを目的としている。IASBは、TRGで議論された論点のうち、適用上の課題となる可能性のある論点について審議し、IFRS第15号の明確化を図るために、2015年7月に公開草案「IFRS第15号の明確化」を公表している。IASBでは、公開草案に寄せられたコメントをもとに、公開草案についての再審議を行い、最終基準化を行う予定である。

**今回の議論のテーマ**

公開草案「IFRS第15号の明確化」に関する再審議のうち、経過措置、発効日及びデュー・プロセスについて審議が行われた。



**主な暫定決定事項**

**経過措置**

次の事項について、公開草案の提案を確認した。

- 「IFRS第15号の明確化」における修正を遡及適用することを企業に要求する。

- ▶ 初度適用企業についての特別の経過措置を設けない。

#### 発効日

次の暫定決定がなされた。

- ▶ 「IFRS第15号の明確化」を、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求する。
- ▶ 「IFRS第15号の明確化」は早期適用も認められる。

#### 再公開、デュー・プロセス及び書面投票の許可

「IFRS第15号の明確化」の開発にあたって行われたデュー・プロセスのレビューが行われ、必要なデュー・プロセスがすべて行われた旨が確認された。

#### 今後の予定

今回の会議で、「IFRS第15号の明確化」に関する審議はすべて終了した。最終版は、2016年3月に公表される予定である。

なお、IASBは、関係者が新収益基準の適用に向けて円滑に準備が進められるよう、新収益基準についてこれ以上の修正を行わないとの意向を表明しており、したがって、今後、TRG会議を開

催する予定はない旨を公表している。他方、FASBにおいては、必要に応じてTRG会議を開催する可能性が示唆されている。IASBは、FASBとの協力関係を継続し、仮に、FASBで議論が行われる場合は、その議論をモニターするとしている。

(機関誌編集委員会編集員 島田謡子)

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/update/2015.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml)
- 3 後述する有配当契約(脚注4参照)以外の保険契約
- 4 保険契約者に支払うキャッシュフローが、基礎となる項目(投資ポートフォリオ等)からのリターンに連動するもの
- 5 企業の義務が、基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を保険契約者に支払う保険契約のうち、一定の要件を満たすもの
- 6 直接連動の有配当契約以外の有配当契約
- 7 割引率変動の影響と死亡率等の変動の影響の両方をCSMで調整することで暫定決定されている。